

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

3 階オーサリングルームに配置していた映像編集用の物品の経年劣化による廃棄に伴い、空き室となる施設の有効活用を図るため、新たに有料の貸室を設け、使用料に関する規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

別表の種別に「中会議室」を追加し、使用料を設定する。

第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

岩見沢市条例第 1 1 号

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例の一部を改正する条例

岩見沢市自治体ネットワークセンター条例（平成 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

小会議室 1	5 1 0 円	6 , 2 8 0 円
マルチメディア ホール	3 , 9 4 0 円	4 7 , 3 9 0 円

」

を

「

小会議室 1	5 1 0 円	6 , 2 8 0 円
中会議室	1 , 1 2 0 円	1 3 , 3 1 0 円
マルチメディア ホール	3 , 9 4 0 円	4 7 , 3 9 0 円

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。